

Zenken通信 (vol. 27)

▽ 今回のお届け情報

Title: 北海道「最低制限価格 新基準に引き上げ」

Outline

添付資料P1～12

○北海道は、契約内容に適合した履行の確保及びダンピング防止を図るため、低入札価格調査基準価格と最低制限価格の設定基準について、国土交通省が4月に改定した新しい基準に準じて見直すとともに、低入札価格調査制度における失格判断基準もあわせて改正し、4月30日から適用する。

○また、北海道は道内建設業の経営環境が厳しさを増していることを踏まえ、北海道建設業協会と連携して経営状況の調査を実施し、最低制限価格の更なる引き上げ等について、6月中を目途に結論を出す予定。

〔見直し内容〕

1. 低入札価格調査基準価格、最低制限価格の見直し

(1) 設定範囲 $2/3 \sim 8.5/10 \Rightarrow 7.0/10 \sim 9.0/10$

(2) 算定式

- ・直接工事費 $\times 0.95 \Rightarrow$ 変更なし
- ・共通仮設費 $\times 0.90 \Rightarrow$ 変更なし
- ・現場管理費 $\times 0.60 \Rightarrow \times 0.70$
- ・一般管理費 $\times 0.30 \Rightarrow$ 変更なし

2. 失格判断基準の引き上げ

- ・直接工事費 設計金額の 75% $\Rightarrow$ 変更なし
- ・共通仮設費 " 70% $\Rightarrow$ 変更なし
- ・現場管理費 " 60% $\Rightarrow$ 70%
- ・一般管理費 " 30% $\Rightarrow$ 変更なし

《北海道建設業協会提供》

担 当 : 事業企画課 林

News

このたび、全建の会員専用ホームページのリニューアルに伴い、ホームページでもZenken通信を閲覧できるようになりましたのでお知らせします。

全建では引き続き、有用な情報をタイムリーに提供していきますので、皆様方におかれましても情報提供にご協力願います。

編集責任者：技術顧問 富田 和久



キーワードで探す

Q検索

Google

ヘルプ

サイトマップ

文字を大きくするには

ホーム

観光

くらし・医療・福祉

環境・まちづくり

教育・文化

産業・経済

行政・政策・税

ホーム > 建設部 > 建設管理局 建設情報課 > 最低制限価格制度の改正
 [分類: 行政・政策・税 > 入札制度等]

前のページへ
もどる

工事に係る「低入札価格調査基準価格」及び「最低制限価格」の設定基準等の改正について

道においては、原則として、工事等の請負契約に係る競争入札を行う場合には、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度のいずれかを適用しております。

このたび、工事に係る当該制度における設定基準等を改正し、平成21年4月30日以後に入札を行う工事から適用することとしましたのでお知らせします。

建設部建設管理局建設情報課

工 事

1 低入札価格調査価格及び最低制限価格の設定

改 正 前		改 正 後
予定価格の 3分の2から10分の8.5まで の範囲内で、次の掲げる額の 合計に100分の105を乗じた額 直接工事費の額の95% + 共通仮設費の額の90% + 現場管理費の額の60% + 一般管理費の30%	→	予定価格の 10分の7から10分の9まで の範囲内で、次の掲げる額の 合計に100分の105を乗じた額 直接工事費の額の95% + 共通仮設費の額の90% + 現場管理費の額の70% + 一般管理費の30%

2 低入札価格調査制度における失格判断基準の設定

改 正 前		改 正 後
直接工事費の額の75% 共通仮設費の額の70% 現場管理費の額の60% 一般管理費の30%	→	直接工事費の額の75% 共通仮設費の額の70% 現場管理費の額の70% 一般管理費の30%

〔関連通達〕

- ① 工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続について
 （農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）～今回改正
- ② 工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の基準の設定等について
 （農政部長、水産林務部長、建設部長通達）～今回改正
- ③ 工事等に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定について
 （建設部長通達）～今回改正
- ④ 低入札価格調査制度における調査事務等の取扱いについて
 （農政部長、水産林務部長、建設部長通達）～今回改正
- ⑤ 低入札価格調査制度に係る基準価格及び最低制限価格制度に係る最低制限価格の

平成21年第1回北海道議会定例会（予算特別委員会：総括質疑）開催状況

開催年月日 平成21年3月26日

質問者 自民党・道民会議 小野寺 秀 委員

答弁者 知事 高橋 はるみ

質問事項 通告	二 入札制度改革について		
質問要旨	答弁要旨	摘要	
(一) 最低制限価格の見直しについて 小野寺 秀 委員 経済雇用対策の観点から、建設業の振興、入札制度について、伺ってまいります。 まずは、最低制限価格の見直しについてであります。道は、「現行制度では、規模の小さい工事において最低制限価格が低くなることから見直しの検討が必要」との見解を出されておりますが、いつまでに結論を出し、いつから実施するのか、お伺いいたします。	高橋 はるみ 知事 最低制限価格の見直しについてのご質問でございますが、行き過ぎた低価格による受注は、工事の手抜き、あるいは下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底につながりやすく、公共工事の品質低下が懸念されることに加えまして、建設業の健全な発展をも阻害するおそれがあるところであります。 このため、道では、昨年5月に、国の低入札価格調査基準価格の算定方法の見直しに準拠して、最低制限価格等の引き上げの改正を行ったところでありますが、依然、落札率が低下しておりますことから、工事の品質の確保が求められているところであります。 特に、道内の建設業は、経営基盤の脆弱な中小建設業者が多く、低価格による受注は、品質低下への影響などが大きいものと懸念され、さらに、道発注工事は、規模の大きい工事に比べて、小さい工事の方が、最低制限価格が低くなることから、規模の小さい工事を対象に、見直しの検討が必要であると考えているところであります。 こうしたことから、最低制限価格の引き上げについて、副知事と関係部長等で構成をする「入札契約制度の適正化に関する連絡会議」におきまして、検討を進めることといたしており、発注件数の多くなる6月頃までには対応できるよう、早急に結論を得てまいりたいと考えております。	建設部 建設管理局 建設情報課	
(二) 最低制限価格の上限値の見直しについて 小野寺 秀 委員 次に、最低制限価格の引き上げについてであります。公共工事における最低制限価格の引き上げについて、総務部、経済部、建設部のそれぞれの所管審査で議論をいたしました。明確な答弁がありませんでしたので、改めてお尋ねをいたします。 緊急的な経済対策や道税収入の確保という観点からも、小規模工事だけではなく、全ての工事について、最低制限価格の上限値を現在の85%からさらにアップさせるよう、見直しをするべきであると考えますが、知事の見解をお伺いいたします。	高橋 はるみ 知事 最低制限価格についてのご質問でございますが、先程も申し上げたとおり、道では、昨年5月に、国の低入札価格調査基準価格の算定方法の見直しに準拠して、最低制限価格等の引き上げの改正を行ったところであります。 そして、その価格の範囲は、国土交通省と財務省の協議で、予定価格の3分の2から10分の8、5とされており、現時点におきましては、この上限値を見直しをすることは、難しいものと考えているところであります。 しかしながら、地域の経済や雇用を支えるといった重要な役割を担ってきている道内建設業の経営環境は、大変厳しい状況に置かれていると認識をいたしておりますので、私といたしましては、建設業団体とも連携をして経営状況の調査を行い、入札監視委員会のご意見も伺いをいたしながら、最低制限価格の引き上げの実施などに向けて、さまざまな検討を進め、6月中を目途に結論を得てまいりたいと考えております。	建設情報課	

北建協業第 10 号
平成21年 4月15日

企 業 各 位

社団法人 北海道建設業協会
会長代行 盛永 孝之

企業の経営状況等に関するアンケート調査について

企業の皆様には、日頃から当協会の事業運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

道内の建設企業は、昨今の公共投資の急激な削減による受注の減少や競争の激化に加え、ダンピング受注の頻発等によって利益率が著しく低下しており、多くの企業が倒産や廃業に追い込まれるなど、経営の危機に直面しています。

このような中、4月3日、国土交通省は、ダンピング受注の排除や適正価格での契約の推進が建設企業の適正な利潤の確保や雇用環境の改善をもたらすとの認識のもと、低入札価格調査基準価格の見直しを行いました。

一方、道は、3月25日及び4月7日開催の道議会において、最低制限価格の引き上げについて「建設業団体とも連携して経営状況の調査を行うなどして検討を行う」ことを表明しました。

このため、当協会が道と連携して早急に調査を実施することとなりましたが、企業の実態調査を通じて、厳しい経営の現状や最低制限価格、入札契約制度等に関する現場の声を「公の場」に届けることは、大変意義あることと考え、企業の皆様にアンケート調査をお願いすることとしました。

この調査は、道が最低制限価格の更なる引上げの検討を行う際の基礎資料となる誠に重要な意味を持つものですので、企業の皆様には、趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、お忙しい中、短期間での調査でもありご迷惑をおかけしますが、アンケート調査では、企業名は無記入となっており、外部への公表はしないことはもとより、検討の基礎資料以外の目的には使用しませんので、率直な意見や企業の実態をありのままに反映した調査となりますようご協力をお願い申し上げます。

3

北海道建設新聞

2009年(平成21年)4月17日(金曜日)

最低制限価格

再度引き上げへ

北海道建設業協会は、道と連携して、企業経営の実態や最低制限価格など入札契約制度についての緊急アンケートを実施する。会員企業を含め道の一般土木A・C等級業者500社を対象。調査の最大の特徴は、道の最低制限価格のさらなる引き上げに向けて、企業の率直な声を徹底的に集めること。今回の調査結果が、最低制限価格引き上げを検討する際に重要なデータとなることから、道建協では「最低制限価格のさらなる引き上げを実現するため、企業の率直な声を寄せよう」と呼び掛けている。

道の最低制限価格について定めている。この引き上げには、国土交通省の調子により、一般土木工事基準価格引き上げに準ずる。落札率は、2%程度を概して、今年30日開札分とする。

道建協は、こうした措

置を歓迎しつつも、経営者にとっては、落札率90%環境が著しく悪化している。程度が必要との要望を挙げる道内企業にとって、もう一段の引き上げが必要。道では、最低制限価格との認識で一致。14日の見直しの際、建設業団体、自民党北海道代議士会との意見交換会でも、健全調査を行う、と議会で表明している。今回のアンケートは、道建協が、

ゲートは、道が最低制限価格のさらなる見直しを行う際の基礎データと位置付けられるもので、企業の中から、道が抽出した500社に対して行われる。500社を抽出する際は、総合評価方式や、道の前向きな対応が期待されている。

調査内容は、道の2008年度受注工事を対象に、直接工事費など積算内訳、下請けへの外注費と契約内容、赤字工事があった場合の対応、最低制限価格や入札契約制度全般への要望などを質問している。最低制限価格については、設定範囲や算定方式の妥当性や希望する具体的な数値についてもアンケートする。無記名式で、今年24日に締め切り、データ集計を早急に始め、道に提出する。

道建協が道と緊急調査

会員企業など500社対象

北海道通信

平成21年 4月 17日 (金)

さらなる最低制限の引上げへ 非会員含め500社に一道と連携

道建協が企業経営アンケート調査

ついでに、国の内容に準じた形の道の基準・算定方法の妥当性や在り方、引上げによる効果に対する回答を求める。対象は道建協会員以外の企業も含め五百社で、十五日付で調査票を送付。二十四日まで回収のよう、集約していく。

受注競争激化に伴う低価格入札によって、建設企業の利益率は著しく低下し、多くの企業が倒産・廃業。現在も多くの企業が、経営の危機に直面している。

こうした中、国土交通省が三日に調査基準価格の見直しを決定。道もこれに準じる形で最低制限価格を三十日以降から引き上げることとしている。

道との連携で企業の経営状況等に関するアンケートを実施する。道の最低制限価格について、さらなる引上げの検討に向けた基礎資料とするもので、落札率が低い工事における完成工事原価や営業利益、施工成績などを調査。最低制限価格に

差を実施することとした。調査対象は、二十年度に道の一般土木工事を受注したA～C等級の企業で、道が五百社を抽出。低入札が多い札幌、帯広の二市現は、他よりも多いサンプルとなっている。最低制限価

格を設定しない総合評価方式や、J-Vでの受注工事は対象外とする。調査項目は①経営状況②受注工事③元下契約④最低制限価格⑤入札契約制度⑥は資本金、一年前の経営

状況の比較、過去一年間の完工高、元下関係では前払金および中間前金払の活用、下請契約の方法、下請代金支払状況などについて回答を求める。

工事の場合、欠損となった理由についても聞く。最低制限価格については、道が国に準じて三十日以降の入札から適用する内容に関して質問。設定範囲や算定方法が妥当性や、具体的な数値も含めたそれらの在り方について、それぞれの考えを記入してもらう。

入札契約制度については、制度全般に関する意見・要望を記述する形となっている。

より正確な実態を反映させるため、調査は無記名で実施。低入札との関連を含めて厳しい経営の実態を明確にするともに、最低制限価格や入札契約制度等に関する現場の声を届けていく。

なお、道では調査結果を踏まえ、最低制限価格のさらなる引上げを検討。入札監視委員会での議論などを経て、六月の道議会で検討結果を示す見通しだ。

5

「企業の経営状況等に関するアンケート」

本道の建設業は、良質な社会資本整備や災害時の対応のみならず地域経済や雇用を支える基幹産業として重要な役割を果たしておりますが、国や地方の財政状況の悪化に伴う公共投資の縮減や景気の長期低迷による民間投資の縮小などにより、建設業を取り巻く経営環境は大変厳しい状況にあります。

本調査は、建設企業の経営実態を把握することにより、道が今後の支援策を検討するために、道と連携し道協会が実施するものです。

ご多忙のところ恐縮ですが、4月24日までに別添返信用封筒によりご回答いただきますよう調査へのご協力につきまして、よろしくお願いいたします。なお、個々の回答内容につきましては、外部への公表は、いたしませんので申し添えます。

1 貴社の経営状況についてお聞きします

問1 貴社の本店所在地を記載してください

支庁

問2 北海道競争入札参加資格(一般土木)の格付は何等級ですか

①A ②B ③C

問3 資本金はどのくらいですか

千円

問4 営業年数は何年ですか

年

問5 1年前と比べ経営状況はどうなっていますか

①良くなっている ②変わらない ③悪くなっている

問6 過去1年間の完成工事高(直近決算期・決算中の場合は見込みでも可)はどのくらいですか

民間工事の元請け	千円	(	%)
民間工事の下請け	千円	(	%)
公共工事の元請け	千円	(	%)
(うち道発注工事	千円)		
公共工事の下請け	千円	(	%)
(うち道発注工事	千円)		
その他	千円	(	%)
合計	千円	(100.0%)	

問7 1年前と比べ完成工事高はどうなっていますか

①増えている ②変わらない ③減少している

問8 問7に関して道発注工事ではどうなっていますか

①増えている ②変わらない ③減少している

問9 完成工事高営業利益はどうなっていますか（決算期での比較）
～兼業事業の売上高は含みません。

	直 近 (年 月)	二期前 (年 月)	三期前 (年 月)
営業利益率 (%)			

【参 考】

(営業利益) = (完成工事高) - (完成工事原価) - (販売費) - (一般管理費)

※完成工事高・完成工事原価：決算報告書 損益計算書（様式第16号）の額と同じ額

(営業利益率) = (営業利益) / (完成工事高)

問10 3年前と比較した従業員の人数・給与水準についてお聞きます

	役 員	事務職員	技術職員	現場作業員
人 現 在	人	人	人	人
数 3年前	人	人	人	人
給与水準	増・減・同じ	増・減・同じ	増・減・同じ	増・減・同じ

問11 事業資金の調達についてお聞きます

(1) どのような方法で事業資金を調達していますか

①金融機関からの借入 ②増資 ③自己資金 ④その他

(2) 最近1年程度の資金繰りはどうですか

①楽になった ②変わらない ③苦しくなった

(3) 金融機関からの借入状況はどうなっていますか

①借りやすくなった ②変わらない ③借りにくくなった

問12 経営の効率化に向けた貴社の取り組みについて具体的に記載してください

問13 経営の効率化に向け道に取り組んでほしい事項を具体的に記載してください

2 建設現場の経営状況についてお聞きします

問14 貴社が平成20年度に受注した道発注工事（一般土木）についてお聞きします。工事については落札率の低い工事から1件以上記入してください（但し総合評価方式及び共同施工方式を除く）。なお、3件以上ある場合は複写して記載願います。

	受 注 工 事 ①	受 注 工 事 ②
(1)契約金額	(当初) 円 〔落札率 %〕 (最終) 円	(当初) 円 〔落札率 %〕 (最終) 円
(2)工事施工成績評定点	点	点
(3)上記評定点を高めるために取り組んだ具体的方法を記入してください		
(4)工事施工成績評定点についてのご意見を記入してください		
(5)入札時に作成した工事費内訳書の内容	①直接工事費 千円 ②共通仮設費 千円 ③現場管理費 千円 ④一般管理費 千円 合 計 千円	①直接工事費 千円 ②共通仮設費 千円 ③現場管理費 千円 ④一般管理費 千円 合 計 千円
(6)完成工事原価	①材 料 費 千円 ②労 務 費 千円 ③外 注 費 千円 ④経 費 千円 合 計 千円	①材 料 費 千円 ②労 務 費 千円 ③外 注 費 千円 ④経 費 千円 合 計 千円
(7)営業利益（販売費・一般管理費を含む）	千円	千円
(8)(7)で欠損の原因となった理由 ※(7)で欠損となっている場合のみ回答)	①見積金額に問題があった ア 材料費 イ 労務費 ウ 外注費 エ 経 費 ②工事工程管理に問題があった ③その他 └	①見積金額に問題があった ア 材料費 イ 労務費 ウ 外注費 エ 経 費 ②工事工程管理に問題があった ③その他 └

(9) 予定価格策定時の資材費は、市況価格に基づき単価設定されていますが、取引の過程で乖離していた資材はありましたか	①適正に設定されている ②ほぼ適正に設定されている ③多くの資材で乖離している ※②及び③の場合 乖離している資材名 []	①適正に設定されている ②ほぼ適正に設定されている ③多くの資材で乖離している ※②及び③の場合 乖離している資材名 []
(10) 労務単価は、公共労務費調査で都道府県毎に設定されていますが、任用の過程で乖離していた労務単価はありますか。 また、貴社の当該工事における普通作業員及び交通誘導員の単価を記載してください ※1日：8時間換算	①適正に設定されている ②ほぼ適正に設定されている ③多くの労務単価で乖離している ※②及び③の場合 乖離している労務単価 [] 普通作業員 円/日 交通誘導員 円/日	①適正に設定されている ②ほぼ適正に設定されている ③多くの労務単価で乖離している ※②及び③の場合 乖離している労務単価 [] 普通作業員 円/日 交通誘導員 円/日
(11) 建設現場効率化に向けて特に重視した事項		
(12) 品質確保に向けて特に重視した事項		

3 元下間の契約状況について

問15 問14の建設現場に関して下請契約を締結した企業にお聞きします。なお、3件以上ある場合は複写して記載願います。

	受注工事①	受注工事②
(1) 道の前払金を活用しましたか	① 活用した ② 活用しなかった	① 活用した ② 活用しなかった
(2) 前払金のうち下請契約に係るものは下請負人にも支払いましたか	① 支払った ② 支払わなかった	① 支払った ② 支払わなかった
(3) (2)で②とした具体的な理由について記載願います		
(4) 道の間前金払制度を活用しましたか	① 活用した ② 活用しなかった	① 活用した ② 活用しなかった
(5) 中間前払金のうち下請契約に係るものは下請負人にも支払いましたか	① 支払った ② 支払わなかった	① 支払った ② 支払わなかった
(6) (5)で②とした具体的な理由について記載願います		
(7) (4)で②とした具体的な理由についてお聞きします	① 制度を知らなかった ② 施工期間が短かった ③ 監督に申し出づらかった ④ 資金繰りが厳しいと思われると思った ⑤ その他 ()	① 制度を知らなかった ② 施工期間が短かった ③ 監督に申し出づらかった ④ 資金繰りが厳しいと思われると思った ⑤ その他 ()
(8) 下請負人との契約・支払い状況についてお聞きします	ア 下請代金の決定方法 ① 下請負人から見積書を提出させ、下請負人と協議により決定した ② 下請負人から見積書を提出させたが、協議せずに自社単独で決定した ③ 下請負人から見積書をとりずに、自社の見積額により決定した イ 支払方法 ① 現金のみ ② 現金と手形併用 (現金の割合 %・手形期間 日) ③ 手形のみ (手形期間 日) ウ 支払時期 発注者から代金の支払を受けてから概ねどのくらいの期間で下請負人に支払をしましたか (日以内)	ア 下請代金の決定方法 ① 下請負人から見積書を提出させ、下請負人と協議により決定した ② 下請負人から見積書を提出させたが、協議せずに自社単独で決定した ③ 下請負人から見積書をとりずに、自社の見積額により決定した イ 支払方法 ① 現金のみ ② 現金と手形併用 (現金の割合 %・手形期間 日) ③ 手形のみ (手形期間 日) ウ 支払時期 発注者から代金の支払を受けてから概ねどのくらいの期間で下請負人に支払をしましたか (日以内)
(9) 工事の施工過程において下請負人から契約金額や支払方法等について変更等の要請がありましたか	① 無かった ② 要請があり変更した ③ 要請があったが変更しなかった	① 無かった ② 要請があり変更した ③ 要請があったが変更しなかった
(10) 要請の具体的な内容を記載してください		

4 最低制限価格について

問16 道では、品質確保の観点から最低制限価格を設定しており、予定価格の2/3から8.5/10の範囲で、直接工事費の95%、共通仮設費の90%、現場管理費の60%、一般管理費の30%の合計額としています。国においては、この4月から低入札価格調査基準価格の見直しを行い、その範囲を予定価格の7/10から9/10に、また、算定方法についても現場管理費について70%に改正したことから、道においても、現在、見直しの検討を進めているところです。

国の低入札価格調査基準価格に準拠して道の最低制限価格を設定した場合についてお聞きします

(1) 設定範囲（予定価格の7/10から9/10）

(ア) 妥当と考えますか

- ① 妥当 ② 問題がある

(イ) ②と答えた方にお聞きします。どの程度の範囲が妥当と考えますか

[]

(2) 算定方法

(直接工事費の95%+共通仮設費の90%+現場管理費の70%+一般管理費の30%の合計額)

(ア) 妥当と考えますか

- ① 妥当 ② 問題がある

(イ) ②と答えた方にお聞きします。品質確保の観点からどの項目に問題があると考えていますか

- ① 直接工事費 ② 共通仮設費 ③ 現場管理費 ④ 一般管理費

(ウ) 算定方法についてどうあるべきと考えますか、具体的に記載願います

[]

(3) 最低制限価格を引き上げることにより、どのような効果が期待できると考えますか。

- ① 地域の景気浮揚につながる
② 雇用の維持・確保につながる
③ 過当競争が緩和される
④ 効果は期待できない
⑤ その他 ()

5 入札契約制度について

問17 入札契約制度全般について、ご意見があれば記載してください。

6 その他

問19 道に対し、要望する事項があれば記載してください。

※ ご協力ありがとうございました。

12